



第二区画整理だより・NO. 9

皆様と一緒にまちづくり

倉敷駅周辺開発事務所 H18.11.30作成

年末御多忙の折から、皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

現在、昨年12月19日に市長からの見直し案の提示があり、減歩率を19%から13%に軽減した約11,000㎡の用地先行買収を行っておりますが、皆様方のご協力によりまして、買収の目処もたちました。

今後につきましては、皆様方の土地がどこに移動するかという換地設計業務を行っていく予定ですが、当業務を進めていくうえで「土地区画整理審議会」を設置する必要があります。

「土地区画整理審議会」は、当事業において、関係権利者の意見を反映させ、事業が公平・公正に運営されるために設けられる機関です。

「土地区画整理審議会」の委員は市長が選任する学識経験者2名と選挙で選出される土地所有者及び借地権者8名の計10名で構成されます。

なお、土地所有者及び借地権者8名は選挙で選出されることとなりますので、その際の留意事項及び選挙の予定を下記に掲載いたします。

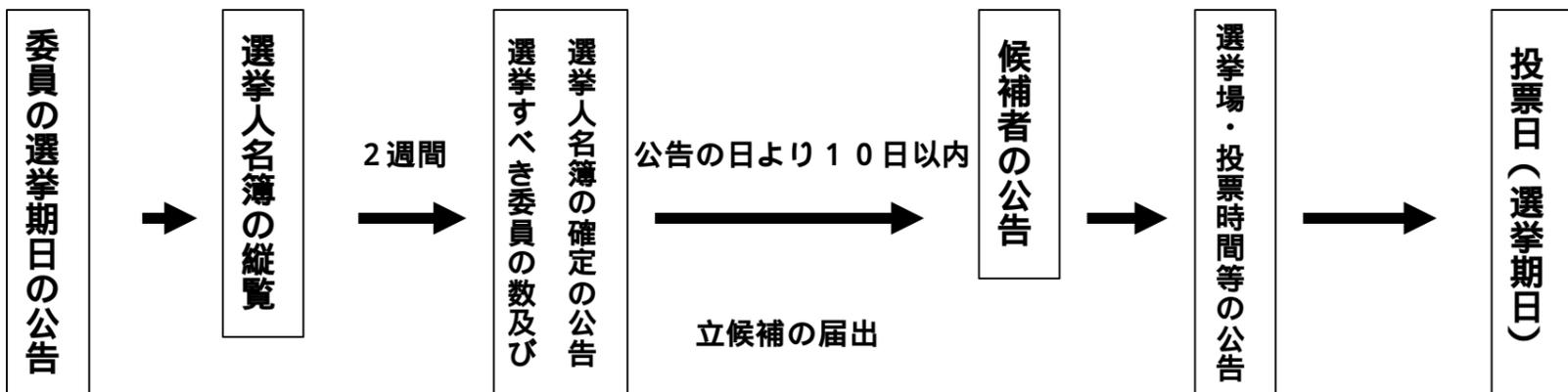
今後とも、皆様方と個別訪問等を通して、より一層、ご理解、ご協力がいただけるよう、努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

審議会委員の選挙権及び被選挙権

土地所有者及び借地権を有する方

- ・借地権につきましては、登記している方及び借地権の申告をしている方に限ります。
- ・土地を共有で登記している方につきましては、代表者選任通知書を提出された方に限ります。
- ・登記名義人が亡くなれば名義を変えていない方も同様に代表者選任通知書を提出された方に限ります。

選挙の予定



H18.12.20

H19.3月中旬

連絡事項

1. 建築行為等の制限については、換地処分までの間、規制（法第76条申請は必要）されますので、必ずそのような行為を行う場合は、当開発事務所にご相談して下さい。
2. 不明・不安な点等があれば遠慮なく当開発事務所まで問い合わせて下さい。

連絡先

倉敷市阿知1丁目16-5 倉敷市建設局都心整備部倉敷駅周辺開発事務所

TEL 086-434-8671

FAX 086-434-0950

「ひと、暮らし、未来」